

■中間支援について

《これまでの経緯》

これまでの市民会議の中で中間支援について一旦は条文に盛り込んだけれど、中間案を決定する段階で意見が共有できず、当面、中間案に盛り込まなかったため、再度時間を取り検討。

《第15回での意見》

○『中間支援』という具体的な名称は条文に出さないが、『(仮称) 山口市協働推進プラン』や解説に『中間支援』の必要性を入れて欲しい。
○7条の協働の環境づくりに「市民と市は…活動拠点の整備や中間支援組織・機能の整備に努める」といければ、(仮称) 地域交流センター(設置予定)に市民も関われる。

○確かに中間支援は必要と思う。みんなが持っているイメージが共有できず、成熟していないので条文に盛り込むのは見送る。

《プロセス検討会案》

中間支援という文言は条文には盛り込まないが、意見と用語の補足説明を入れる。

中間支援機能…市民活動や地域の活動が抱える問題の解決に向けて、資金・人材・情報などの提供者と活動の主体との橋渡しやノウハウ(仕事のやり方などのコツ、知識)の提供、人材育成などを通じ、直接又は仲介役として間接的に支援を行う機能のことをいいます。

コーディネーター…まちづくりに関わる様々な主体の協働を促進するにあたり、それぞれの特性と能力が十分に発揮されるよう、両者を取持ちながら事業を進める中立的かつ総合的な調整役のこと。市民と行政の協働推進においては、行政側や市民側それぞれに特有の課題があります。協働の場において、市民と行政の間や市民同士の上に立ち、意見調整や事業の進行管理等を行い、協働を効果的で有意義なものとする役割を担う中立的な立場の人をいいます。

◆今後の予定

7月 ○条例素案(最終案)の検討

《第15・16回市民会議》

8月 ○パブリック・コメント

《市民会議は休みです》

9月 ○パブリック・コメントの意見を検討して条例の最終案を提言

《第17回・第18回市民会議》

9月末 ○市長に提言書を提出

10月・11月

○市民会議で『協働推進プラン』への意見

12月 ○条例案を議会上程

1月 ○『協働推進プラン』へのパブリック・コメント

3月 ○シンポジウム開催

条文づくりだけでなく、市民の関心を高め、実際に動くしくみを検討していくことも条例づくりの大切なポイントです！3月までご協力よろしくお願いします。



協働のまちづくり 市民会議



第16回

☆日 時☆

平成20年7月25日(金)

18:30~21:00



☆場 所☆

山口総合支所第10・11会議室

☆テーマ☆

『条例素案づくり』⑪

フォーラム等の意見協議・最終案検討

☆本日のプログラム☆

18:30 スタート・プログラム説明
前回の振り返り

18:45 最終案の協議

20:55 今後のスケジュールについて

21:00 終了 アンケート記入



※会議の進行状況を見て、プログラムを変更することがあります。

素案について盛りたくさんの意見を協議中

14回の市民会議に引き続き、フォーラム等の意見を基に、グループごとに、条文の検討を行いました。

■参加・参画の区別

- 第5条には「参加するよう・・・」とあるが、第4条と同様に「参加・参画・・・」としないのはなぜ？
- 第1条、第3条、第4条、第5条、第17条が参加となっていたり、参画となっていたり、使い方の基準がわかりません。

■協働について

- 「協働」という言葉がわかりづらい
- 第6条に「市民と市は、それぞれの特性を理解し、相互に尊重し、補完し合いながら…」からは『市民と市民』の視点は条文からは読み取れない。

■市の支援の表現について

- 13条の地域コミュニティへの市の支援、16条の市民活動への市の支援について「市は支援することができる」とは無責任。協働ならばまず市がすべき
- 市の支援はなぜ「できる」なのか？「しなければならない」ではないのか。
- 団体の自己努力は当然ですが、市民と行政の協働という理念に向けては、市民側の組織強化に向けた行政支援が不可欠であると感じており、「側面的支援を行う」「新たな支援システムづくりを行う」などの記載が必要と考える。

■行政運営、行財政運営について

- 18条（行政運営）と21条（行財政運営）をわざわざ分ける必要があるのか？

■条例の名称について

- 現在の『まちづくり基本条例』ですが、この根幹となっており『協働』を踏まえて例えば『協働のまちづくり条例』ではどうか？

参加は「知る」参画は「プランニング・計画の段階から関わっていく」
協働のすることを考えると「参加」「参画」は多少なりともわかりやすい
参加の中に参画は含まれるとの定義を加える

15条までは参加。市への参画に関するものは参画。

市民会議での協議

17条と26条は参画を特出して明記する
18条3項に「参画」という言葉を外し、言い換えることも可能
(中間案の)26条は参加と整理する

基本的には参加の中に参画が含まれている。
市政に関しては参画を残す

協働の主体は「市民」「市」。
協働の相手は「市民と市」「市民同士」

プロセス検討会議案：協働の関係には、さまざまな形の協働があり、全てが対等とまらないので『対等』は取る

3班とも意見がバラバラなのでこれから検討、統一

プロセス検討会議案：「することができる」は支援する相手の自主性や自立性を尊重するための表現であったが、市民の皆さんの誤解を招くおそれがあるので、文章を二つにわけ、表現を修正。

基本的には、18条は17条に盛り込みなくし、20条（中間案の21条）の見出しを「行政運営」とする

基本的には、『協働のまちづくり条例』で一致

協働において個人と団体とは分けて定義する必要はない
2条「様々な主体」を「市民と市、市民と市民」に修正

市民会議での協議

6条のみ「市民と市、また市民と市民」と修正
市民と行政の組織力を考えたら『対等』はきついかも
しれないけれど、あえて残す

「市は支援することができる」のままでよい
17条・18条「することができる」→「するものとする」
しなくてもよいと取られる恐れがあるので無条件を表現

市民会議での協議

市の支援について18条の表現は「しなくてはならない」
その他の支援は「するものとする」

18条は17条に統合

市民会議での協議

21条の目次を「行政運営」にする
17条の見出しを「市民参画の推進」に変更しては

市民会議での協議

『市民協働のまちづくり条例』として
市民の参加意欲をアピールしては...